

議案第103号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和7年6月3日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 子育て部分休暇に係る規定を改める必要があるので、本案を提出する。

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年3月世田谷区条例第14号）の一部を次のように改正する。

第16条の3第1項中「一部」を「全部又は一部」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。